

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する手続規程

昭和36年11月10日

福岡県警察本部訓令第16号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する手続規程を次のように定める。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する手続規程

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する手続規程（昭和30年福岡県警察本部訓令第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和29年福岡県条例第70号）第4条の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者（以下「協力援助者」という。）に対する災害給付を公正かつ迅速に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害発生報告）

第2条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）第2条に規定する災害が発生した場合には、次の各号に掲げる者（以下「部署の長」という。）は、警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、速やかに災害発生報告書（様式第1号）を提出しなければならない。

- (1) 災害が警察官に協力援助したことに起因する場合は、その協力援助を受けた警察官が所属する部署の長（法第3条第2項又は第3項に規定する場合においては、その災害発生地を管轄する警察署長）
- (2) 災害が協力援助者自ら法第2条第1項に規定する犯罪の現行犯人の逮捕又は当該犯罪による被害者の救助に当たったことに起因する場合は、その災害発生地を管轄する警察署長
- (3) 災害が協力援助者自ら法第2条第2項に規定する人命の救助に当たったことに起因する場合は、その災害発生地を管轄する警察署長

（昭42本部訓令19・本条一部改正）

（認定及び通知）

第3条 本部長は、前条の規定による報告を受けたときは、その災害が法第2条に規定する協力援助をしたための災害であるかどうかの認定を速やかに行うものとする。

2 本部長は、前項の規定により、その災害が法第2条に規定する協力援助をしたための災害であると認定したときは、部署の長を通じ給付を受ける者に対し、災害給付通知書（様式第2号）により、速やかにその旨を通知するものとする。警察官の職務に協力援助した者の災

害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「令」という。）第10条の2第1項後段（令第10条の7第6項において準用する場合を含む。）、第10条の3第1項後段、第10条の4第2号、第12条の2若しくは附則第2条第1項若しくは第2項の規定により給付を受けるべき者が生じた場合又は令第9条第2項の規定の適用を受ける胎児であった子が出生により遺族給付年金を受ける権利を有する者となった場合においても、同様とする。

（昭42本部訓令19・本条改正、昭57本部訓令1・本条全部改正）

（年金以外の給付の支給決定方法）

第4条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金以外の給付を受けようとする者は、給付の種類に応じ、それぞれ、次の各号に定める給付の請求書を本部長に提出するものとする。

- (1) 療養給付請求書（様式第3号）
- (2) 障害給付一時金請求書（様式第4号）
- (3) 介護給付請求書（様式第4号の2）
- (4) 遺族給付一時金請求書（様式第5号）
- (5) 葬祭給付請求書（様式第6号）
- (6) 未支給の給付請求書（様式第7号）
- (7) 休業給付請求書（様式第8号）

2 介護給付請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第2回目以後の請求書を提出する場合は、介護を要する状態に変更がないときは、第1号に掲げる書類の添付を、介護に従事した者に変更がないときは、第3号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

- (1) 常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写し
- (2) 令第7条の2第2項第1号又は同項第3号の規定の適用を受けようとするときは、介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出された額を証明する書類
- (3) 令第7条の2第2項第2号又は同項第4号の規定の適用を受けようとするときは、親族又はこれに準ずる者から介護を受けたことを示す書類

3 遺族給付一時金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となった協力援助者の死亡（令第12条の規定により死亡と推定された場合を含む。以下この項及び第6条において同じ。）に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 請求者の氏名、本籍及び協力援助者との続柄又は関係に関する市町村長（東京都の区の

ある地域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては区長。以下同じ。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

- (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (4) 遺族給付年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に令第10条の5の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
- (5) 請求者が令第10条の5第1項第2号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (6) 請求者が令第10条の5第1項第3号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (7) 請求者が令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類

4 未支給の給付請求書には、次の各号に掲げる書類又は資料を添付するものとする。ただし、請求者が、未支給の給付と併せて遺族給付を請求する場合においては、当該遺族給付を請求するために提出すべき書類又は資料と同じ書類又は資料については、その添付を省略することができる。

- (1) 死亡受給権者（給付を受ける権利を有する者が死亡した場合における当該死亡した者という。以下同じ。）の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し

- (2) 未支給の給付が遺族給付年金以外の給付であるときは、次に掲げる書類

ア 請求者の氏名、本籍及び死亡受給権者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

イ 請求者が死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを認めることのできる書類

ウ 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

- (3) 請求者が、配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、令第12条の2第2項の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類

- (4) 死亡受給権者が第1項又は第6条の規定による請求をしていなかったときは、当該請求を行うこととした場合に必要な書類その他の資料

5 本部長は、第1項に規定する給付の請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(昭42本部訓令19・本条全部改正、昭53本部訓令1・1項一部改正、昭57本部訓令1・2項―4項一部改正、平8本部訓令19・本条一部改正)

(療養給付及び休業給付の支給方法)

第5条 療養給付として支給する費用及び休業給付については、毎月1回以上支給を行うものとする。

(昭42本部訓令19・旧6条を一部改正し繰上)

(年金たる給付の支給決定方法)

第6条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金(以下「年金たる給付」という。)を受けようとする者は、傷病給付年金請求書(様式第9号の2)、障害給付年金請求書(様式第10号)又は遺族給付年金請求書(様式第11号)を本部長に提出するものとする。

2 前項の請求書を提出するときは、印鑑票(様式第11号の2)を添付するものとする。

3 遺族給付年金請求書には、次の各号に掲げる書類及び資料を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となった協力援助者の死亡に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検死調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し

(2) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び協力援助者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(3) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が協力援助者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(4) 請求者又は請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が令第9条第1項第4号に規定する状態にある者であるときは、その者が協力援助者の死亡の当時から引き続きその状態にあることを証明することのできる医師の診断書その他の書類及び資料

(5) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(6) 請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類

4 本部長は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(昭42本部訓令19・本条全部改正、昭46本部訓令9・2項一部改正、昭53本部訓令1・1項一部改正、昭57本部訓令11・3項4項一部改正2項追加)

(金融機関の届出等)

第6条の2 年金たる給付を金融機関で受け取ることを希望する者は、年金受給金融機関届出書(様式第11号の3)を本部長に提出するものとする。

2 前項の規定による届出をした者は、届出に係る金融機関を変更する場合は、速やかに、年金受給金融機関変更届出書(様式第11号の4)を本部長に提出するものとする。

(昭57本部訓令11・本条追加、平19本部訓令29・各項一部改正)

(年金証書)

第7条 本部長は、年金たる給付の支給に関する通知をするときは、当該給付を受けるべき者に、併せて年金証書(様式第12号)を交付するものとする。

2 本部長は、既に交付した年金証書の記載事項(年金に係る記載事項を除く。)を変更する必要が生じた場合には、当該証書と引換えに新たな証書を交付するものとする。

3 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、年金証書再交付請求書(様式第13号)に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を本部長に請求することができる。

4 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかに、発見した証書を本部長に返納するものとする。

5 年金たる給付を受ける権利を喪失した者又はその遺族は、速やかに、当該権利の喪失に係る年金証書を本部長に返納するものとする。

(昭42本部訓令19・本条全部改正、昭57本部訓令11・各項一部改正)

(障がいの程度の変更)

第8条 本部長は、令第6条の2第4項又は令第7条第9項に規定する場合には、新たに行うべき傷病給付又は障害給付に関する決定を行い、速やかに、当該給付を受ける者に傷病給付変更決定通知書(様式第13号の2)又は障害給付変更決定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

2 前項の決定を受けようとする者は、傷病給付変更請求書(様式第14号の2)又は障害給付変更請求書(様式第15号)を本部長に提出するものとする。

3 前項の傷病給付変更請求書又は障害給付変更請求書には、障がいの程度に変更があった時期及び変更後の傷病等級又は障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付するものとする。

(昭42本部訓令19・本条全部改正、昭53本部訓令1・各項一部改正、昭57本部訓令11・3項一部改正、平19本部訓令21・平29本部訓令18・本条一部改正)

(年金たる給付の額の改定の通知)

第9条 本部長は、年金たる給付の額が改定されることとなるときは、当該年金たる給付を受ける者に対し、年金額変更決定通知書（様式第16号）により、速やかにその旨を通知するものとする。

(昭42本部訓令19・昭46本部訓令9・本条改正、昭57本部訓令1・本条全部改正)

第10条 削除

(昭57本部訓令11・本条削除)

(過誤払による返還金債権への充当の通知)

第10条の2 本部長は、令第10条の11の規定により、年金たる給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付の支給金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当したときは、当該給付を受ける者に速やかに過誤払返還金債権充当通知書（様式第18号の2）により通知するものとする。

(昭56本部訓令11・本条追加)

(障害給付年金差額一時金等の支給に関する暫定措置)

第11条 障害給付年金差額一時金、障害給付年金前払一時金又は遺族給付年金前払一時金の支給を受けようとする者は、それぞれ、障害給付年金差額一時金請求書（様式第19号）、障害給付年金前払一時金請求書（様式第19号の2）又は遺族給付年金前払一時金請求書（様式第19号の3）を本部長に提出するものとする。

2 障害給付年金差額一時金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡診断書その他その者の死亡を証明する書類又はその写し
- (2) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者と障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者との続柄に関し市町村長が発行する証明書
- (3) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が令附則第2条第3項第1号に掲げる遺族である場合には、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明する書類
- (4) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、婚姻の届出をしてないが、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が令附則第2条第4項において準用す

る令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類

(6) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が死亡前に第8条の規定による請求をしていなかったときは、その者が当該請求を行うものとした場合に必要な書類その他の資料

3 本部長は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかに、これを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書により通知するものとする。

(昭42本部訓令19・昭50本部訓令13・本条改正、昭57本部訓令1・本条全部改正)

(障害給付年金等の支給停止終了の通知)

第11条の2 本部長は、令附則第3条第5項の規定による障害給付年金の支給の停止又は令附則第4条第4項において準用する令附則第3条第5項若しくは令附則第8条第3項の規定による遺族給付年金の支給の停止が終了したときは、当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者又は当該遺族給付年金を受ける権利を有する者に対し、年金支給停止期間満了通知書(様式第20号)により、速やかにその旨を通知するものとする。

(昭57本部訓令1・本条追加、昭60本部訓令13・本条一部改正)

(端数の整理)

第12条 令第7条第8項第2号の規定により障害給付年金の額から障害給付一時金の額を控除する場合において、当該障害給付一時金の額を25で除して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(昭42本部訓令19・本条全部改正、昭53本部訓令1・平19本部訓令21・本条一部改正)

(遺族給付年金の請求等の代表者)

第13条 遺族給付年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を、第6条第1項に規定する請求書の提出及び遺族給付年金の受領についての代表者に選任することができる。

2 遺族給付年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。この場合には、その代表者を選任し、又は解任したことを証明することのできる書類を添付するものとする。

(昭42本部訓令19・本条全部改正、昭57本部訓令11・各項一部改正)

(所在不明による支給停止の申請等)

第14条 令第10条の3第1項の規定により遺族給付年金の支給の停止を申請する者は、遺族給付年金支給停止申請書(様式第21号)を本部長に提出するものとする。

2 令第10条の3第2項の規定により遺族給付年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族給付年金支給停止解除申請書(様式第22号)及び年金証書を本部長に提出するものとする。

3 本部長は、前2項の規定による申請に基づき遺族給付年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に書面でその旨を通知するものとする。

(昭42本部訓令19・本条全部改正)

(定期報告等)

第15条 2年以上療養給付を受けている者又は年金たる給付を受けている者は、毎年2月1日から同月末日までの間にその療養若しくは障がいの現状又は遺族給付年金の支給額の算定の基礎となる遺族(令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族にあって、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。)の現状に関し、療養・障がい現状報告書(様式第23号)又は遺族の現状報告書(様式第24号)を本部長に提出するものとする。ただし、本部長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(昭42本部訓令19・本条追加、昭53本部訓令1・昭57本部訓令11・昭60本部訓令13・平29本部訓令18・本条一部改正)

第15条の2 療養給付を受けている者で、療養の開始後1年6月を経過した日において、負傷又は疾病が治っていないものは、同日後1月以内に、その療養の現状に関し、前条の療養・障がい現状報告書を本部長に提出するものとする。

2 本部長は、前項に規定する者から必要の都度、同項の報告を求めることができる。

(昭53本部訓令1・本条追加、昭57本部訓令11・1項一部改正、平29本部訓令18・本条一部改正)

(届出)

第16条 年金たる給付を受けている者は、次に掲げる場合には、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 改印したとき。

(3) 傷病給付年金を受けている者にあつては、その者の障がいの状態が警察官の職務に協力

援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成１８年国家公安委員会規則第２３号。以下「規則」という。）別表第１に掲げる障害の状態の程度に該当しなくなったとき。

(4) 障害給付年金を受けている者にあつては、その者の障がい規則別表第２に掲げる障害の程度に該当しなくなったとき。

(5) 遺族給付年金を受けている者にあつては、次に掲げるとき。

ア 令第１０条第４項第２号に該当するに至ったとき。

イ 令第１０条の２第１項（同項第１号及び第５号を除く。）の規定により、その者の遺族給付年金を受ける権利が消滅したとき。

ウ その者と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族（令附則第８条第１項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の数に増減を生じたとき（その遺族に令第１０条の２第１項第５号に該当するに至った者が生じたときを除く。）。

２ 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、速やかに、書面での旨を本部長に届け出るものとする。

３ 前２項（第１項第１号を除く。）の届出をする場合には、当該書面にその事実を証明することのできる書類その他の資料を添付するものとする。

（昭４２本部訓令１９・本条追加、昭４６本部訓令９・昭５３本部訓令１・１項一部改正、昭５７本部訓令１１・１項２項一部改正、昭６０本部訓令１３・１項一部改正、平１９本部訓令２１・平２９本部訓令１８・本条一部改正）

第１６条の２ 介護給付を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなった場合には、その事実を証明する資料を添えて、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。

（平８本部訓令１９・本条追加）

（記録簿）

第１７条 本部長は、災害給付記録簿（様式第２５号）、傷病給付年金記録簿（様式第２５号の２）、障害給付年金記録簿（様式第２６号）及び遺族給付年金記録簿（様式第２７号）を備え、必要な事項を記入するものとする。

（昭４２本部訓令１９・本条追加、昭５３本部訓令１・本条一部改正）

（更正決定の申請）

第１８条 給付を受けるべき者は、本部長が行った協力援助をしたための災害の認定、療養の

方法、給付金額の決定、その他給付の実施について異議のあるときは、次に掲げる事項の記載した給付更正申請書（以下「申請書」という。）を本部長に提出して、その更正決定を申請することができる。

- (1) 協力援助者の住所、職業、氏名及び生年月日
- (2) 協力援助を受けた警察官の所属部署、官職及び氏名又は逮捕した現行犯人若しくは被救助者の住所、職業、氏名及び年齢
- (3) 災害発生の日時及び場所
- (4) 給付を実施する者の官職及び氏名
- (5) 給付に関する通知書の要旨及び年月日
- (6) 申請の要旨
- (7) 申請の年月日
- (8) 申請者の住所、職業及び氏名
- (9) 申請者が協力援助者以外の者であるときは、その続柄又は関係

2 前項の申請書には、書類、記録その他の決定に必要な資料を添付するものとする。

（昭４２本部訓令１９・旧１５条を１項一部改正し繰下）

（更正決定）

第１９条 本部長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、決定の結果を書面で申請者に通知するものとする。

2 決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 決定
- (2) 請求の要旨
- (3) 決定の理由

（昭４２本部訓令１９・旧１６条を繰下）

（書類の保存）

第２０条 給付に関する書類は、その完結の日から３年間保存するものとする。

（昭４２本部訓令１９・旧１７条を繰下）